

横芝光町農業委員会 10月第7回定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月5日(火) 午後4時～午後4時40分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2 番	鈴木 忠夫		
委 員	1 番	宇井 久	3 番	土屋 正明
	5 番	大川戸 直美	6 番	佐久間 正好
	7 番	佐久間 幸子	8 番	長峯 高明
	9 番	越川 雅彦	10 番	行木 栄一
	11 番	小野 秀明	12 番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和3年10月(第7回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 1番 宇井久委員、7番 佐久間幸子委員にお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和3年10月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、5件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から⑤の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、新島字道貫の田4筆、計2,059㎡です。経営規模拡大のための売買による所有権移転の申請です。

2件目と3件目は、譲受人と譲渡人を同じとする申請で、2件目の申請地は、鳥喰新田字明治の田5筆、計3,132㎡で兄から弟へ贈与により所有権移転するものです。3件目の申請地は、姥山字見取塚の畑4筆、計2,699㎡で、兄弟間での使用貸借権の設定です。

4件目と5件目は、譲受人を同じとする申請で、4件目の申請地は、横芝字大島の田、1,018㎡、5件目の申請地は、横芝字大島の田、698㎡で、経営規模拡大のための売買による所有権移転の申請です。

申請のありました5件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番

11番 小野です。この件は譲渡人が相続により取得した土地であり、現在学生で今後耕作する予定がないため、申請地が自宅から近く、経営拡大を目指す譲受人が売買により所有権移転をするものです。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

- 9 番 9番 越川です。本件は、経営規模縮小をしたい兄(譲渡人)から、申請地が自宅の隣接地であり、農業経営のため農地を取得したい弟(譲受人)へ贈与により所有権移転するものです。
- なお、申請地のうち約10aは客土し畑にしたうえで、パイプハウスを建てトマト、スイカの作付けを予定しています。
- 弟(譲受人)は10年程前から、兄(譲渡人)を手伝い、耕作をしており、農作業経験があるため問題ありません。よろしく願いいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 8 番 8番 長峯です。この件は、議案第1号の2件目の所有権移転に引き続き、経営規模縮小をしたい兄(譲渡人)から、農業経営開始のため弟(譲受人)が使用貸借により農地を借りて耕作するものです。なお、作付けはトマト・スイカを予定しています。よろしく願いいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 1 番 1番 宇井です。この件については、後継者がおらず、農業経営を縮小したい譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人が売買により農地を取得するも

のです。なお申請地では水稻の作付けを予定しているとのことです。よろしくお
願いします。

議 長 説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、4件目の案件について採決し
ます。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番 1番 宇井です。この件については、後継者がおらず、農業経営を縮小した
い譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人が売買により農地を取得するも
のです。なお申請地では水稻の作付けを予定しているとのことです。よろしくお
願いします。

議 長 説明が終わりましたので、5件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、5件目の案件について採決し
ます。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への
意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見につ
いて

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和3年10月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、4件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、栗山字鶴巻の畑2筆、計2,022㎡です。

鉄骨・金属加工を主に行う譲受人が事業の拡大により、既存の事業地に隣接する申請地に、事業車両の駐車場と資材・製品をストックするための資材置場の整備を目的に売買による所有権移転の申請があったものです。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、フタバ保育園から南西へ約150mの位置にあります。

農地の区分ですが、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地に該当し、原則として転用許可が見込まれます。

土地改良の受益地にはなっておらず、隣接する農地はありません。

埋立てはせず、砕石で整地・転圧する計画です。また、汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内での浸透処理としています。

工事期間は、令和3年11月20日から令和3年12月31日までを予定しています。

土地代金と造成費は、全額自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請2件目の土地は、横芝字鶴岡の畑608㎡です。

建築金物・家庭金物等の販売を主に行う譲受人が建築材料の注文が増加していること、また、近年は商品が大型化していることから、既存の店舗に隣接する申請地に、資材・製品をストックするための資材置場の整備を目的に売買による所有権移転の申請があったものです。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、旧横芝行政センターから南西へ約180mの位置にあります。

農地の区分ですが、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地に該当し、原則として転用許可が見込まれます。

両隣土地改良区とは転用協議が整っています。また、隣接農地所有者へは説明を行い、了解を得ています。

埋立てはせず、砕石で整地する計画です。また、汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内での浸透処理を基本としていますが、集水桝を設置し、大雨にも備えることとしています。

なお、隣接農地との間には既設のコンクリートブロック2段があり、土砂や雨水の流出はないと思われま。

工事期間は、令和3年11月1日から令和4年3月31日までを予定していま

す。

土地代金と造成費は、全額自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請3件目の土地は、宮川字鶴巻の畑250㎡です。

宅建業を行っている譲受人に、用途を1区画の宅地分譲用地として、所有権の移転をするものです。

申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝光町役場南側駐車場から南に約150m の位置にあり、都市計画の用途地域内にある第3種農地で、原則として許可が見込まれます。

大利根土地改良区への転用協議が済みでおり、排水路の使用許可も得ています。また、町への側溝整備と道路復旧のための道路工事施行承認も得ています。

申請地には、良質な山砂で整地を行い、隣接境界にはブロック施工する計画です。

なお、隣接農地所有者へは説明済みで同意を得ています。

工事期間は、令和3年11月1日から令和4年3月31日までを予定しています。

土地代金および整地費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請4件目の土地は、坂田池字大正の田、923㎡です。

九十九里地域水道企業団が実施する水道送水管耐震化工事に伴う資材置場用地として、一時転用をするために使用貸借権を設定するものです。9月にも一時転用申請のあった横芝中学校北側の工事に伴うものですが、申請地の稲刈りが完了したことで、譲渡人の同意が得られたことから、1月遅れの申請となったものです。

申請地④と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝中学校から西へ約200mの位置にあります。

町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用事業で、他の土地での代替可能性がなく、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。

また、両総土地改良区からは一時転用の同意を得ています。

今回の一時転用箇所には、土木シートを敷設し、大型土嚢で道路面まで高さ調整したうえで鉄板を敷設して利用します。雑排水は無く、雨水は隣接する排水路へ排水されます。また、隣接農地所有者に対しては、工事説明および土地利用説明を行っており、特に意見はなかったとのことです。

工事費には、全額自己資金を充てる予定で、金融機関の残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

一時転用の時期ですが、令和3年11月1日に着手し、令和4年3月31日の完了を予定しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1番 1番 宇井です。本件は、譲受人の工場のすぐ近くでの転用で、土地改良の受益地でもないため、問題はありません。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1番 1番 宇井です。本件は、土地改良区と協議済で、問題はありません。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 6 番 6番 佐久間です。この件について現地を見てきましたが、何の問題もないと思います。よろしくお願いします。
- 議 長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 8 番 8番 長峯です。本件は、工事のための一時転用であり、周辺農地への影響もないため、問題はありません。よろしくお願いします。
- 議 長 説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
日程第4 議案第3号 令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について
農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和3年度第7次農
用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和3年10月5日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫
次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定1件、再設定4件、所有権移転が1件の合計6
件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者
は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地は、母子字道慶の田2筆、計2,042㎡、賃借権の設
定で、期間は3年間です。

続いて再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、
資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定です。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、尾垂イ字荒句の田2筆、計873㎡、期間は6年間です。

再設定2件目は、尾垂イ字上宮田の田、1,870㎡、期間は3年間です。

再設定3件目は、原方字和宗内の田4筆、計3,000㎡、期間は3年間です。

再設定4件目は、栗山字沢田の田、661㎡、期間は10年間です。

最後に所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者
は、資料に記載のとおりです。

所有権移転する農地は、横芝字向根の田、320㎡、売買により本年11月5
日引き渡し予定です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、新規設定の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、採決しま
す。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

	<p>(挙手全員) 賛成全員、よって新規設定については、原案のとおり決定しました。 次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員) 賛成全員、よって再設定については、すべて原案のとおり決定しました。 次に、所有権移転の案件について、質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、所有権移転について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員) 賛成全員、よって所有権移転については、原案のとおり決定いたしました。 以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。 慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和3年10月(第7回)農業委員会定例総会を閉会します。</p>